

せたな町地域おこし協力隊の募集について
(起業型・事業承継型 隊員の募集)

平成17年9月1日に旧大成町、旧瀬棚町、旧北檜山町の3町の合併により「せたな町」が誕生しました。合併当時は11,000人以上いた人口は現在8,000人を割っている状況で、少子高齢化により急速に人口が減っています。急速な人口減少により、せたな町の基幹産業である1次産業を含めた産業全体の担い手不足が深刻化しています。特に商工業者は担い手不足により閉店を余儀なくされるケースが多く見受けられ、店の過疎化も顕著に表れております。

そこで、空き店舗などを利用した起業型地域おこし協力隊又は後継者のいない事業者の事業承継型地域おこし協力隊を募集いたします。せたな町での起業の夢を実現し、定住・定着に意欲のある方を歓迎いたします。

雇用関係の有無	あり
業務概要	<p>起業及び事業承継に向けての活動を行っていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着任後2～3カ月程度は研修期間として、せたな商工会で勤務 ・起業、事業承継に向けた具体的な事業計画書の作成 ・起業、事業承継に必要な技術、ノウハウの取得（必要な場合） ・活動報告の提出（毎月1回） ・その他起業、事業承継に必要な事項など
募集対象	<ol style="list-style-type: none"> ① 年齢が20歳以上、おおむね40歳までの方（性別は問いません） ② 申込時点で、三大都市圏をはじめとする都市地域等に居住し、採用決定後、せたな町に住民票を移して居住できる方 ③ 普通自動車免許を有する方 ④ パソコン（ワード、エクセル等）の基本的な操作ができる方 ⑤ 心身が健康である方 ⑥ 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方
募集人数	1名
勤務地	せたな商工会など
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・週5日間、38時間45分勤務 午前8時30分～午後5時15分 ※週休日等の休日は、業務ローテーションにより変動します。 ・年次有給休暇は、せたな町会計年度任用職員の規定に準ずるものとします。
雇用形態・期間	<ul style="list-style-type: none"> ・せたな町会計年度任用職員の規定に準ずるものとします。 ・せたな町地域おこし協力隊設置要綱に基づき、町長が委嘱します。 ・採用日～ 任用期間は1年単位とし、最長3年とします。
給与・賃金等	月給200,000円
待遇・福利厚生	<ol style="list-style-type: none"> ①健康保険・厚生年金等に参加します。 ②活動に必要な車両は自家用車を使用していただきますが、車借上料として月額30,000円を支給いたします。 ③住宅手当として、月額30,000円を上限に支給いたします。 ④活動経費として、年間100万円を限度に交付金を支給します。（審査有） <p>※町への転居費用、生活備品・用品、光熱水費等は個人負担です。</p>
申込期間	随時
審査方法	<p>○提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履歴書 ・町指定の応募用紙（ダウンロードしてください） ・所在地の住民票 ・事業提案書（様式の定めなし、①事業の内容、②活動計画、③資金計画をご記入ください） <p>○選考について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①第1次選考 書類選考 申込み順により書類選考し合否を連絡します。 <p>※選考後、今後の面接日程等については追ってご連絡いたします。面接の希望日時等がある方は、ご相談下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ②第2次選考 第1次選考合格者を対象に面接を随時実施します。（なお、応募者が面接のために必要とする交通費等は個人負担となります。）
参考URL	http://www.iu-join.jp/cgi-bin/recruit.php/9/detail/39161
お問い合わせ先	<p>せたな町役場まちづくり推進課商工労働観光係 〒049-4592 久遠郡せたな町北檜山区徳島63-1 TEL 0137-84-5111 FAX 0137-84-4657 URL http://www.town.setana.lg.jp/</p>